

○栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成22年3月29日

規則第196号

改正 平成27年8月27日規則第49号

平成28年3月23日規則第21号

令和4年3月22日規則第9号

令和4年9月30日規則第30号

令和6年3月29日規則第13号

令和7年3月7日規則第5号

(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の規定による市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）の交付を受けた場合にあっては、当該確認書若しくは当該住宅性能評価書又はこれらの写し
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し
- (3) 住宅品質確保法第44条第3項の規定による登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う同法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定（以下「住宅型式性能認定」という。）（登録住宅型式性能認定等機関が行うものと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項の規定による住宅型式性能認定書（以下「住宅型式性能認定書」という。）（登録住宅型式性能認定等機関が交付するものと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (4) 住宅である住宅品質確保法第40条第1項の規定による認証型式住宅部分等（以下「認証型式住宅部分等」という。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、住宅品質確保法施行規則第45条第1項の規定による型式住宅部分等製造者認証書（以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の写し

- (5) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、住宅品質確保法第59条第1項の規定による登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が行う同法第58条第1項の規定による特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
- (6) 第4条第1号又は同条第2号の規定に基づく居住環境の維持及び向上に関する基準について、当該基準に適合する旨を証明する書面が交付されている場合にあってはその写し、書面が交付されていない場合は当該基準に適合するかどうかを確認するために必要な図書
- (7) その他市長が必要と認める図書

（平27規則49・令4規則9・令4規則30・一部改正）

（市長が不要と認める図書）

第3条 省令第2条第3項の規定による市長が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとする。ことにより同条第1項の表1又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないときは、当該図書とする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅品質確保法施行規則第3条第3項の規定により住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅品質確保法施行規則第3条第4項の規定により型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（令4規則9・令4規則30・一部改正）

（居住環境基準）

第4条 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の区域のうち、

地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していること。

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していること。

(3) 申請土地が次の地区又は区域（以下「地区等」という。）を含んでいないこと。ただし、当該地区等内であっても都市計画法又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の目的を達成するものであり、長期にわたる立地が可能であると認められる場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日以後における同法第2条第3項に規定する改良地区

（令4規則9・一部改正）

（自然災害基準）

第5条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に関する基準は、申請建築物が次に掲げる区域内に存しないこととする。

(1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

（令4規則9・追加）

（認定しない旨の通知等）

第6条 市長は、法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めたとき又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書（別記様式第1号）により、通知するものとする。

2 市長は、認定の申請があった場合において、申請に係る長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項各号に定める基準に適合するかを決定することができない正当な理由があるときは、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（別記様式第2号）により、通知するものとする。

(平27規則49・一部改正、令4規則9・旧第5条繰下・一部改正、令4規則30・令7規則5・一部改正)

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出等)

第7条 法第6条第2項の規定により、認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、省令第2条第1項に定めるほか、同項に定める申請書の副本に添付図書を添えたもの(以下「申請書の副本等」という。)1部並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)の正本及び副本を、市長に提出するものとする。

2 法第6条第3項の規定による通知は、長期優良住宅建築等計画通知書(別記様式第3号)に申請書の副本等、建築確認申請書の正本及び副本を添えて建築主事又は建築副主事に行うものとする。

(平27規則49・一部改正、令4規則9・旧第6条繰下、令6規則13・一部改正)

(認定申請の取下げ)

第8条 認定の申請をした者は、市長が当該計画の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下申出書(別記様式第4号)の正本及び副本により、遅滞なく、その旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、前条の通知を行った場合で前項に規定する認定申請取下申出書の提出があったときは、取下通知書(別記様式第5号)により建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

3 第1項の規定による認定申請の取下げの申出があったときは、市長は、同項の認定申請取下申出書の副本に認定申請書の副本等を添えて、返還するものとする。

(令4規則9・旧第7条繰下・一部改正、令6規則13・一部改正)

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更への準用)

第9条 前3条の規定は、法第8条第1項の認定について準用する。この場合において、第6条中「法第6条第1項」とあるのは「法第8条第2項で準用する法第6条第1項」と、第6条第1項中「法第5条第1項から第7項までの規定による認定」とあるのは「法第8条第1項の規定による認定」と、「法第6条第4項」とあるのは「法第8条第2項で準用する法第6条第4項」と、第7条第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第8条第2項で準用する法第6条第2項」と、「省令第2条第1項」とあるのは「省令第8条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第7条第2項中「法第6条第3項」とあるのは「法第8条第2項で準用する法第6条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(令4規則9・旧第8条繰下・一部改正、令4規則30・一部改正)

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告)

第10条 法第6条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、その認定長期優良住宅の工事が完了したときは、市長が必要と認める書類又は図面を添付して、遅滞なく、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(別記様式第6号)により、市長に報告しなければならない。

2 法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況についての報告（前項に掲げる報告を除く。）は、当該住宅に係る建築又は維持保全の状況その他市長が必要と認める書類及び図面を添付して、認定長期優良住宅の建築又は維持保全状況に関する報告書（別記様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

（令4規則9・旧第9条繰下）

（改善命令）

第11条 市長は、法第13条に基づく改善命令を行う場合は、改善命令書（別記様式第8号）により、認定計画実施者がとるべき必要な措置を指示して行うものとする。

（令4規則9・旧第10条繰下）

（認定の取消し）

第12条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（別記様式第9号）により、市長に申し出なければならない。

2 市長は、法第14条第2項の規定により認定の取消しの通知を行うときは、認定取消通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

（令4規則9・旧第11条繰下、令4規則30・一部改正）

（容積率の特例に係る許可申請書に添付する図書又は書面）

第13条 省令第18条第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 床面積求積図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 2面以上の断面図
- (7) 敷地面積求積図
- (8) その他市長が必要と認める図書又は書面

（令4規則9・追加）

（容積率の特例に係る許可申請の取下げ）

第14条 法第18条第1項の規定による許可の申請をした者は、許可を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、容積率の特例に係る許可申請取下申出書（別記様式第11号）により、その旨を市長に申し出なければならない。

（令4規則9・追加）

（容積率の特例に係る許可に基づく建築を取りやめる旨の申出）

第15条 法第18条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に基づく建築を取りやめようと

するときは、遅滞なく、容積率の特例に係る許可に基づく建築を取りやめる旨の申出書（別記様式第 12 号）に省令第 18 条第 2 項の許可通知書を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

（令 4 規則 9・追加）

（補則）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（令 4 規則 9・追加）

附 則

1 この規則は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年栃木市規則第 19 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 27 年規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 21 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）

4 改正後の栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、同日前になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 30 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 13 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

年 月 日

認定しない旨の通知書

様

栃木市長



次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項(同法第8条第2項で準用する同法第6条第1項)の認定基準に適合しないことを認めましたので通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 申請に係る住宅の位置

3 理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栃木市を被告として(訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第2号(第6条関係)

年 月 日

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

様

栃木市長



次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項(同法第8条第2項で準用する同法第6条第1項)の認定基準に適合するかどうかを決定することができないので通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る住宅の位置
- 3 理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栃木市を被告として(訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号(第7条関係)

年 月 日

長期優良住宅建築等計画通知書

(宛先) 建築 (副) 主事

栃木市長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項で準用する同法第6条第2項)の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける旨の申出が次のとおりありました。

ついては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第3項(同法第8条第2項において準用する同法第6条第3項)の規定に基づき、次のとおり長期優良住宅建築等計画を通知します。

- 1 認定申請年月日 年 月 日
- 2 認定申請者
- 3 敷地の地名地番
- 4 敷地面積 m²
- 5 床面積の合計 m²
- 6 建て方 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等
- 7 階 数 階
- 8 構 造
- 9 添付書類 建築確認申請書

別記様式第4号（第8条関係）

認定申請取下申出書

年 月 日	
(宛先) 栃木市長	
次の認定申請書を取り下げたいので、栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定に基づき申し出ます。	
(申請者) 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名	
認定申請年月日	年 月 日
認定申請に係る住宅の位置	
認定申請に係る住宅の建て方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等
取下げの理由	
備 考	
受付欄	

別記様式第5号(第8条関係)

年 月 日

取 下 通 知 書

(宛先) 建築 (副) 主事

栃木市長



次の長期優良住宅建築等計画については、栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条第1項(同細則第9条第1項で準用する同細則第8条第1項)の規定に基づく認定申請取下申出書が提出されたので、同条第2項(同細則第9条第1項で準用する同条第2項)の規定に基づき通知します。

1 通知年月日及び通知番号 年 月 日 第 号

2 申請者

3 地名地番

4 認定申請取下申出書 年 月 日
 受付年月日

別記様式第6号（第10条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく
住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日				
（宛先）栃木市長 認定長期優良住宅の建築が完了しましたので、栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。				
（認定計画実施者） 住所又は主たる事務所 の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名				
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号			
認定に係る住宅の位置				
認定に係る住宅の概要	建て方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等	階 数	
	床面積の合計	m ²	建築面積	m ²
	構 造			
完了年月日	年 月 日			
認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことを確認した建築士等	（ 級）建築士（ ）登録第 号 住 所 氏 名 （ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号 名 称 所在地			
受付欄				

別記様式第7号（第10条関係）

認定長期優良住宅の建築又は維持保全状況に関する報告書

年 月 日				
（宛先）栃木市長 認定長期優良住宅の（建築・維持保全）の状況について、栃木市長 優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第10条第2項の規定に基 づき、次のとおり報告します。				
（認定計画実施者） 住所又は主たる事務 所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名				
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号			
認定に係る住宅の位 置				
認定特定建築物の概 要	建て方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等	階 数	
	床面積 の合計	m ²	建築面積	m ²
	構 造			
報告事項				
受付欄 				

別記様式第8号(第11条関係)

年 月 日

改 善 命 令 書

認定計画実施者

住所

氏名 様

栃木市長



認定長期優良住宅について、次のとおり改善措置を命じます。

- 1 認定番号年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定長期優良住宅の概要
- 5 命ずる措置
- 6 理由
- 7 改善措置完了期限 年 月 日まで

別記様式第9号（第12条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく
住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日				
（宛先）栃木市長 認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第12条第1項の規定に基づき申し出ます。				
（認定計画実施者） 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名				
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号			
認定に係る住宅の位置				
認定特定建築物の概要	建て方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等	階 数	
	床面積の合計	m ²	建築面積	m ²
	構 造			
備 考				
受付欄				

別記様式第10号(第12条関係)

年 月 日

認 定 取 消 通 知 書

様

栃木市長



認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅について、次のとおり認定を取り消しましたので通知します。

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定計画実施者住所及び氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定長期優良住宅の概要
- 6 理 由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栃木市を被告として(訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 11 号 (第 14 条関係)

容積率の特例に係る許可申請取下申出書

		年 月 日
(宛先) 栃木市長		
次の許可の申請を取り下げたいので、栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第１４条の規定により申し出ます。		
(申請者) 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名		
容積率の特例に係る許可申請受付番号	第 号	
容積率の特例に係る許可申請受付年月日	年 月 日	
許可の申請に係る住宅の位置		
取下げの理由		
備 考		
受付欄		

別記様式第12号（第15条関係）

容積率の特例に係る許可に基づく建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日 (宛先) 栃木市長 容積率の特例に係る許可に基づく建築を取りやめたいので、栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 15 条の規定により申し出ます。	
(許可を受けた者) 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名	
容積率の特例に係る許可番号	第 号
容積率の特例に係る許可年月日	年 月 日
許可に係る住宅の位置	
備 考	
受付欄	

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

（平 2 8 規則 2 1 ・ 令 4 規則 9 ・ 一部改正）

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

（平 2 8 規則 2 1 ・ 令 4 規則 9 ・ 一部改正）

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 令 6 規則 1 3 ・ 一部改正）

別記様式第 4 号（第 8 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 全改）

別記様式第 5 号（第 8 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 令 6 規則 1 3 ・ 一部改正）

別記様式第 6 号（第 1 0 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 全改、令 6 規則 1 3 ・ 一部改正）

別記様式第 7 号（第 1 0 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 全改、令 6 規則 1 3 ・ 一部改正）

別記様式第 8 号（第 1 1 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 一部改正）

別記様式第 9 号（第 1 2 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 全改、令 4 規則 3 0 ・ 令 6 規則 1 3 ・ 一部改正）

別記様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

（平 2 8 規則 2 1 ・ 令 4 規則 9 ・ 令 4 規則 3 0 ・ 一部改正）

別記様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 追加）

別記様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

（令 4 規則 9 ・ 追加）